

## 公立大学法人和歌山県立医科大学経営審議会規程

制 定 平成18年4月1日和医大規程第41号  
最終改正 平成29年12月14日和医大規程第44号

### (趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第77条第1項及び公立大学法人和歌山県立医科大学定款第18条第1項の規定に基づき設置された公立大学法人和歌山県立医科大学（以下「法人」という。）経営審議会（以下「経営審議会」という。）の組織及び運営の方法を定めるものとする。

### (組織)

第2条 経営審議会は、次に掲げる委員11人以内で構成する。

- (1) 理事長
- (2) 副理事長
- (3) 理事長が指名する理事及び職員
- (4) 法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、理事長が任命するもの

2 前項第4号の委員の数は、経営審議会の委員の総数の過半数とする。

### (任期)

第3条 前条第1項第3号及び第4号の委員の任期は、3年とし、再任は妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とし、また、別途新たに委員を任用したときは、3年以内の間において別に定めるものとする。

### (審議事項等)

第4条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての知事に対して述べる意見に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (2) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (3) 学則（法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (5) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (6) その他法人の経営に関する重要事項

2 経営審議会は、前項各号の審議事項のうち、大学の教育研究に深く関係するものについては、教育研究審議会に意見を求めることができる。

3 経営審議会は、理事会の審議事項のうち、法人の経営に係るものについては、理事会に対して意見を述べるすることができる。

### (会議の運営)

第5条 経営審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は、経営審議会を主宰する。

3 議長に事故があるときは、副理事長が、その職務を代理する。

(委員以外の出席)

第6条 議長は、必要に応じ、委員以外の者を経営審議会に出席させることができる。ただし、議決に加えることはできない。

(会議の成立要件)

第7条 経営審議会は、委員の過半数が出席しなければ成立しない。

(会議の議決要件)

第8条 経営審議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議録の作成)

第9条 経営審議会の議事録は事務局で作成し、保管する。

(事務)

第10条 経営審議会に関する事務は、経営企画課で行う。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、経営審議会の運営に関し必要な事項は、経営審議会が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年10月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年6月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。